

平成30年3月1日

魚沼市議会議長 森 島 守 人 様

総務委員会

委員長 渡 辺 一 美

総務委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 所管事務調査について
(2) 閉会中の所管事務等の調査について
(3) その他

- 2 調査の経過 3月1日に委員会を開催し、付託案件の審査及び所管事務について調査を行った。
所管事務調査では、新ごみ処理施設建設予定地について質疑を行った。
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。
その他で、平成30年度地方税制改正(案)について、執行部より説明を受けた。
また、ご当地ナンバー(魚沼圏域)について及び公共交通について、執行部より報告を受けた。

総務委員会会議録

1 審査事件

- (1) 請願第1号 高速バス十日町 - 新潟線の存続を求める請願書
- (2) 陳情第1号 核兵器禁止条約の調印を求める意見書の提出に関する陳情
- (3) 議案第16号 魚沼市個人情報保護条例の一部改正について
- (4) 議案第17号 魚沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- (5) 議案第18号 魚沼市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- (6) 議案第19号 魚沼市手数料徴収条例の一部改正について
- (7) 議案第20号 魚沼市火災予防条例の一部改正について
- (8) 議案第21号 魚沼市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- (9) 議案第22号 魚沼市子育ての駅条例の制定について
- (10) 議案第37号 市有財産の貸付けについて（銀山平蛇子沢小屋）
- (11) 議案第38号 し尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事務の委託について

2 調査事件

- (12) 所管事務等の調査について
 - ・二市一町新ごみ処理施設建設予定地について
- (13) 閉会中の所管事務等の調査について
- (14) その他
 - ・平成30年度地方税制改正(案)について
 - ・ご当地ナンバー（魚沼圏域）について
 - ・公共交通について

3 日 時 平成30年3月1日 午前10時

4 場 所 広神庁舎 301会議室

5 出席委員 大桃 聰、佐藤敏雄、大平栄治、渡辺一美、高野甲子雄、大屋角政、遠藤徳一、(森島守人議長)

6 欠席委員 なし

7 紹介議員 高野甲子雄

8 説明員 佐藤市長、森山総務課長、富永企画政策課長、山内税務課長、桜井北部振興事務所長、小峯環境課長、佐藤消防長

9 書 記 櫻井議会事務局長、磯部議会事務局次長

10 経 過

開 会 (10:00)

渡辺委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから総務委員会を開会します。まず、総務課長より発言を求められていますので、これを許します。

森山総務課長 1件、資料の提出でございます。先日の市議会の議案第17号の提案理由の説明において、大平恭児議員から近隣の状況はどうかというご質問がございました。それについての資料を今回提出させていただいております。お手元のA4横版2枚であります。1枚目が近隣市の学校医の委嘱状況、2枚目が魚沼地域学校医報酬改定の状況ということで資料を出させていただきました。学校医につきましては、今回改定のお願いをしておりますけれども、南魚沼市、小千谷市、十日町市についての学校医の委嘱状況が1枚目であります。これは平成30年度の予定をされているところでございます。それから2枚目につきましては、それぞれの市における委嘱の報酬額を載せているというところであります。バツがついているところについては、この協議会の医師に委嘱が難しいというようなことで、大学病院あるいは基幹病院等に健診のみを委託するというところで調査をさせていただきました。なお、ここには書いておりませんが産業医につきましては、南魚沼市、十日町市については、魚沼市と同じということでございます。小千谷市については、協議会の医師ではない小千谷病院の先生をお願いをしているということで、報酬額が年12万円という額を支払っているということでございます。

渡辺委員長 今ほど総務課長のほうから発言が求められておりましたので、ここで発言を許しましたけれども、質疑については議案の中でとさせていただきますと思います。それでは、本委員会に付託されました議案について審議願います。

(1) 請願第1号 高速バス十日町 - 新潟線の存続を求める請願書

渡辺委員長 日程第1、請願第1号 高速バス十日町 - 新潟線の存続を求める請願書を議題とします。最初に紹介議員であります高野甲子雄議員に説明を求めます。紹介議員席にお移りください。

高野議員 高速バス十日町 - 新潟線の存続を求める請願について、趣旨説明をさせていただきます。この案件につきましては、1月22日の総務委員会で情報提供ということでお知らせさせていただいた事案であります。その後、市民の方からもなくしては困るという声が聞かれましたので、表記の提出者に相談したところ、請願を出していただけるということでの請願であります。請願者、請願事項、請願趣旨は記載のとおりであります。特にご理解いただきたいのは、十日町、六日町、小出、小千谷の魚沼4地域で唯一の乗り換えなしで行ける、新潟直通的公共交通機関ということであります。この便については、県庁、県立がんセンター、県立がんセンター新潟病院、新潟市役所前で乗降します新潟大学病院

まで直通で行ける、生活路線であるということでもあります。この沿線の市、議会でもこれらについて請願等の動きがあると聞いておりますので、ぜひ満場一致でご採択いただきますよう審議をお願いするところでございます。

渡辺委員長　これから紹介議員に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

遠藤委員　請願趣旨の段になりますが、主な請願の願意といたしますれば、路線の存続を求めるといふ部分でよろしいですか。

高野議員　請願事項については、ここに記載されてあります第1項の運行を存続するということではありますが、2項、3項につきましては、この請願は県知事宛てに出すものでございますので、この存続に当たって県として必要な支援策を講じてほしい。それから3項については、利用促進に向けての利便性の向上を図っていただきたい。これは県知事に対する要望でありますので、請願者の願意からすれば2項、3項も大変重要な項目だろうと考えておりますので、提出者の願意をくむとすればこれについてもぜひ加えていただきたいということで、1、2、3項ということをお願いしたいと思っております。

遠藤委員　この中で、物理的な問題として運転手不足をあげております。それについて現状というのほどのように捉えておりますか。

高野委員　私自身は具体的な数値の関係については調査しておりませんので、数値的にはわからないということでもあります。

遠藤委員　文中段になりますけれども、必要であれば支援も含め検討とあります。この支援というのは、例えば運転手不足を解消するための育成支援といった感じの支援のことをおっしゃっているのでしょうか。

高野委員　この辺の区分けについては、具体的に、これは越後交通になると思えますけれども、営業内容等も私のほうでは詳しく存じてはおりませんので、運転手不足についてはわからないということをお願いしたいと思えます。

大桃委員　紹介議員に申し上げますけども、もうちょっと質疑に答えられるような、資料をお持ちになるとか、もうちょっと考えていただきたいのが1つと、この趣旨の中では先ほどおっしゃった2、3の部分は出てこないんです。そういうことから、1つの趣旨の中で事項が関連しているからみたいな感じで出すのはいかがなものかと私は思います。先ほど言った、県知事に出すからという話の中でも、存続を求めるのであれば存続ができればいいだけの話であって、乗り合いバスやタクシーの話が出てこなくてもいいんじゃないと思うんですけど、その辺についてはいかがですか。

高野委員　この2項、3項については、いわゆる請願者の願意からすれば、存続するに当たって県のほうにこの項目について要請をするということだと感じております。セットのものと私のほうでは受け止めております。

大桃委員　私はセットとは思いません。

渡辺委員長　ほかに紹介議員に対する質疑はありませんか。(なし)なければ、紹介議員に対する質疑を終結します。高野紹介議員は自席にお戻りください。

　続きまして、本件に関しまして執行部に確認しておきたいことがありましたら、発言を許します。

遠藤委員　このことについて、近隣自治体等からの相談あるいは方向性についての打ち合わ

せ等があったのかなかったのか、その辺について確認します。

佐藤市長　　今の高速バスの件については、十日町を含む雪国観光圏の中で全然話は出ておりません。

渡辺委員長　　ほかに質疑はありませんか。(なし) しばらくの間休憩とします。

休　　憩 (10:11)

(休憩中に懇談的に意見交換)

再　　開 (10:11)

渡辺委員長　　休憩を解き会議を再開します。ほかに執行部に確認しておきたいことはありますか。(なし) なければ、これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定しました。これから、請願第1号 高速バス十日町一新潟線の存続を求める請願書を採決します。お諮りします。本件は、採択することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって請願第1号は採択すべきものと決定されました。本請願を採択しましたので、本会議でも採択された場合の意見書発議について協議いたします。意見書(案)を配付します。(意見書案配付) 配付漏れはありませんか。(なし) それでは事務局長から朗読させます。

櫻井議会事務局長　　(意見書(案)朗読)

渡辺委員長　　お諮りします。ただいま朗読のあった意見書で異議ありませんか。「異議あり」と呼ぶ者あり)

遠藤委員　　この意見書の内容であります。先ほど委員会審査の中でもありました請願願意であります路線の存続という部分では、1番の事項は適当だと思いますし、重要な部分だと思います。ほかの2、3の事項につきましては請願願意とはずれており、あたかもついでにという感覚もあるような感じがいたしますので、2番、3番は削除することが適当かと発議させていただきます。

渡辺委員長　　ただいま発議がございました。それでは、今の発議に対して賛成の方、挙手を願います。(挙手あり) それではお諮りします。ただいま遠藤委員のほうから、この発議の修正、2番と3番を削除する発議がなされました。これに対して質疑をさせていただきたいと思います。

大桃委員　　この趣旨のところを見ると、分科会議長の県交通政策局副局長が必要であれば支援もと言っているのですが、私は2は残すべきだと思うんですけど、2と3を削除することには反対するのですが、2は残して3を削除するという案をまた出せばいいのか、その辺もちょっと教えてください。

渡辺委員長　　しばらくの間、休憩とさせていただきます、自由討議とします。

休　　憩 (10:20)

(休憩中に自由討議)

再 開 (10 : 27)

渡辺委員長 休憩を解き、会議を再開します。お諮りします。今ほど発議のありました意見書の2番と3番を削るという発議に対して賛成の方は挙手を願います。(賛成者挙手) 挙手少数ですので、否決とさせていただきます。それでは次に、お諮りします。ただいま朗読がありました最初の意見書のおり発議をすることに賛成の方は挙手を願います。(賛成者挙手) 可否同数でありますので、委員長の判断として、このとおり発議させていただきますことといたします。今回の賛成多数で採択されましたので、委員長が提出者となり、賛成議員の連署で発議することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。そのように決定されました。

(2) 陳情第1号 核兵器禁止条約の調印を求める意見書の提出に関する陳情

渡辺委員長 日程第2、陳情第1号 核兵器禁止条約の調印を求める意見書の提出に関する陳情を議題とします。まず、本件に関しまして、執行部に確認しておきたいことがありましたら発言を許します。

大屋委員 魚沼市は非核平和都市宣言を掲げておりますが、この趣旨について説明を求めます。

森山総務課長 非核平和都市宣言でありますけれども、平和という部分につきましては、戦争をしない、憲法に則って戦争は放棄をするということを尊重していく。それから核につきましても、唯一の被爆国ということを踏まえ、非核ということでございますので、核を持たないということを市として宣言をするということが趣旨であります。

渡辺委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。

遠藤委員 この件につきましては国策ということもありますし、また、陳情が出されてからまだ委員会等の審議も足りていないということもあわせて、継続審査の動議を出させていただきます。

渡辺委員長 ただいま、遠藤委員のほうから継続審査の動議が出されました。しばらくの間、休憩とします。

休 憩 (10 : 32)

(休憩中に懇談的に意見交換)

再 開 (10 : 35)

渡辺委員長 休憩を解き、会議を再開します。お諮りします。ただいま、遠藤委員より継続

審査の動議が提出されました。本件について、この動議のとおり継続審査とすることに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) 挙手多数であります。よって、本動議は可決されました。陳情第1号 核兵器禁止条約の調印を求める意見書の提出に関する陳情は、継続審査とすることに決定されました。

(3) 議案第16号 魚沼市個人情報保護条例の一部改正について

渡辺委員長 日程第3、議案第16号 魚沼市個人情報保護条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありますか。

佐藤市長 ありません。

渡辺委員長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

大桃委員 今回の改正に直接関係があるわけじゃないけれども、私が市のほうに審査請求書を出しています。それは個人情報目的外に使用されたということで出しているわけですが、魚沼市には、この保護条例の中に罰則規定がないと。上位法である県の個人情報には罰則規定があるんですけども、そういうのについては、そのうち罰則規定を設ける気があるのかどうか、そこだけ1つ教えてください。

森山総務課長 県はあるというもおっしゃるとおりでございます。他の自治体、市町村については今のところないという状況ですので、そういった近隣の状況を見ながら検討させていただきたいと思っております。

大桃委員 近隣を見てするのはいいんですけど、私は、個人的な話をして申し訳ないんですが、不正に使用されたというようなことで申し立てしているんですけど、罰則がないと、そういうことが起きても仕方がないという話になってしまいますので、近隣は近隣で、うちはうちというようなことで、罰則規定を設けていただきたいと思います。

大平委員 目的外使用とか個人情報違反したときに、罰則規定がなくても、それは罰則に値するわけですが、市としては、それはどのように考えているというか、取り扱っていますか。

森山総務課長 審査請求あるいは明らかにそういう規定に条例違反ということが判明した際には、職員であれば職員の処分ということでさせていただくことになるわけでありまして。

大平委員 今は罰則規定がなくても、上位の法律に従うような考え方でいいですか。

森山総務課長 上位の法律に照らすというよりも、職員の懲戒に関わる処分として、これは対処させていただく形になろうかと思っております。

大平委員 結局は上位というか、県でも10万円以下の罰金だか、2年以下の懲役となっておりまして、それに匹敵する処罰をしようと思っているんですけど、その点はどうですか。

森山総務課長 県の条例に沿ってということではございません。ないと認識しております。

大平委員 規定がないんだから、そこははっきりしてもらわんと。結局は県も国もあるんですけども、再発防止たって、全然再発防止にならないわけよ。今みたいな話だと何やっても、条例がないんだから。そういうときは、結局は市がやらんということになると、受けた当事者が法的な措置を取らないと、再発防止をというか、罰則規定がないと問題解決にならないんじゃないですか。

森山総務課長 罰則という部分につきましては、起きた先のことかと思いますので、起きる前にしっかりと防止をするというところを、今一度、しっかりとさせていただきたいと考えております。

大平委員 一番大事なことだと思っただけども、いくら個人情報保護法ができたって、罰則がなくて、起きてっからたって、今起きていますよ。結局は、前の市長もそうだし、監査委員もそうだけども。結局は目的外使用ですね。監査にしか使っちゃならんの出したり、個人の名前出しちゃならんの出して、出してるんですよ。保護法つくっても何もならんという話。だから、そういうのが一番大事なことなんです。そうでしょう。

渡辺委員長 しばらくの間、休憩とします。

休 憩 (10:42)

(休憩中に懇談的に意見交換)

再 開 (10:46)

渡辺委員長 休憩を解き、会議を再開します。ほかに質疑はありませんか。(なし)これで、質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし)よって、討論を省略し、採決することに決定いたしました。これから議案第16号について採決いたします。お諮りします。本件は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし)よって、議案第16号 魚沼市個人情報保護条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(4) 議案第17号 魚沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

渡辺委員長 日程第4、議案第17号 魚沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

佐藤市長 先ほど総務課長のほうから、冒頭に追加資料の説明をさせていただきましたので、その後の補足説明はございません。

渡辺委員長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

遠藤委員 この提案理由の中に、地域おこし協力隊の任用形態の変更というのが含まれております。これについては全国的な流れなのか、その点についてお聞かせください。

桜井北部振興事務所長 この流れということですので、地方公務員法、地方自治法が改正されまして、2020年に自治体の新たな非常勤職員の区分が、会計年度任用職員制度に変わるということがあります。その中で、非常勤特別職については規定を厳格化することになりまして、本来想定する専門的な知識、経験等に基づき、助言、調査等を行う者ということに限定するというところで、協力隊につきましては非常勤特別職にふさわしく

ないということで、総務省から法施行前であっても検討するよという通知が来ておりますので、今回、検討をさせていただきました。

遠藤委員 法整備に伴って、先駆けてということによろしいかと思うんですけども、これについて今後、魚沼市を目指そうと思ってくる人たちについての説明も、そのような形で募集が始まっているということによろしいですか。

桜井北部振興事務所長 今回の公募につきましては、そのような形で委託ということで公募をしております。

遠藤委員 委託形態ということではありますが、委託ということになりますと、ある一定の目的化ですとか、成果主義とかいろいろあると思うんですけど、その辺については、これから魚沼市に来られる人たちについての目的意識とか、そういったことについて、市からお願いする部分ですとか、この部分について探求してくれとか、そういったような条件等がつくのかつかないのか、その辺はいかがでしょうか。

桜井北部振興事務所長 各地域に入りますので、地域に入って何をするか、地域と話し合いをしまして、地域が何をしてほしいかという部分を明確にして、公募に際してもそれを明確にして、この地域が何をやってもらいたいかということで、協力隊の方がこの地域でこれをやりたいということで応募をしますので、それに基づいて面接等をして、委託契約ではそれを明確化して契約をしたいと考えております。

大桃委員 ほかのところもあるんだけど、この提案理由の任用形態変更に伴いという理由で出すのに、この変更に伴いの部分をもうちょっと具体的に書いていただけると、私、一々行って聞かなくてもいいんだけど、そういうことは考えていませんか。

佐藤市長 議案の提案の部分は、提案理由は簡略しておりますので、質疑の中でしっかりしていただければいいということで、これを細かく書けば提案理由の説明も本来いらなくなるという話になりますので、最小限の要約した形で提案理由を書かせていただいております。

渡辺委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第 17 号について採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 17 号 魚沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(5) 議案第 18 号 魚沼市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

渡辺委員長 日程第 5、議案第 18 号 魚沼市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

佐藤市長 ありません。

渡辺委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大桃委員 提案理由のところなんですけど、これは答申により所要の改正と、理由が理由になっていない。先ほど市長の答弁は、簡略にしたと。地域おこし協力隊については任用形

態が変更になったと。どういうふうに変ったのかといふとこまで書くと長くなるからこう書いたと。簡略に。こっちは、答申により所要の改正。答申が来たから改正しなきゃならないと。この間も市長は、私のところで握りつぶすものではないとかおっしゃいますけど、答申というのは、市長が諮問して答申が来る、それをどうするかというのは市長が決める話なんで、それをどういう審議して、どういうふうにして、だから改正を行うんだというのが理由だと思うんですけど、その辺いかがですか。

佐藤市長　　今の出された答申は、県内の状況を見て、今の県内の経済情勢も見て答申が出されていたと私は思っておりますので、本則の改正については妥当であると判断をさせていただいて出させていただきました。ただ、今のこの地域の動きから見れば、まだまだ緩い状態であるということ認識しておりますので、現状で考えておりますけれども、答申どおりの、いただいたものを改正について出させていただきますので、あとは議会の判断ということになると思います。

大桃委員　　私は中身について聞いてるんじゃないんですよ。提案理由がおかしいでしょうと、それを聞いているんで、今のところ全部しゃべれとは言わないけれど、もうちょっと理由として書けるんじゃないですかと、そういう話をしてるんで、県内がどうのとか、そんなこと中身の話してるんじゃないんです。よろしいですか。

佐藤市長　　皆さん方にわかるように書きたいとは思っておりますが、今後の課題とさせていただきます。

大屋委員　　答申は毎年出るわけですね。

佐藤市長　　報酬等審議会については毎年開催をいただいております。これは三役の報酬だけではなくて、全体を見ていただいておりますので、毎年やっていただいと。ただ、改正がなければ、このところに影響してこないということでもありますので、そのように理解していただきたいと思っております。

大屋委員　　この附則では、30年度については今までどおりという形になっておりますが、そうしますと、答申の中身とこの条例案はちょっと違うのではないかと考えますが、そこはどう考えたらよろしいですか。

佐藤市長　　整合性が取れていないとは、私は思っておりませんで、あくまでも次年度の報酬改正については、また審議会が審議していただいと答申が出てくる予定でありますので、今の特別職の報酬についての据え置きついて、附則の部分については1年限りということ、次年度については、その後のまた判断をするということになろうかと思っております。

大屋委員　　そうしますと、1年間は今までどおりということになりますと、答申が出されたのと違うと思うんですよ。それだったら、来年の2月定例会に提案すべきではないかと思うんですが、そこら辺の考えはどうでしょうか。

佐藤市長　　先ほども大桃委員の質問にも答えたように、答申については今年度の、平成30年度の報酬についてはこれが適当だといふ答申でありますので、それはそのように取り扱わせていただくということでもあります。

大屋委員　　30年度の答申で、78万円を79万円に市長。そのほか書いてありますけれども、附則がなければ、附則がなくてこのまま提案するんであれば筋が通ってると思うんですが、附則で1年間は規定に関わらず今までどおりということですから、その理解が、私は答

申どおりだという答弁では納得いかないと思うんですが、そこはどうでしょうか。

佐藤市長 条例のつくり方として、別に不思議でもなんでもないとは思っているんです。あくまでも答申の部分は答申として、皆さん方に決めていただく。本則と附則を両方ともご審議いただくという形になると思いますので、整合性が図られていないということではない。条例の改正としては、別にそれが不整合になっているということではないと思います。

大屋委員 私は、市長に揺れがあるんじゃないかと思って、さっきの答弁でも、この地域はまだ経済的に活気が出ていないという中で、市長が判断して、これを出さなくても私はいいと思います。答申が仮にそう出たとしても。私は、この引き上げを出すんだったら、来年度の答申を受けて、来年2月定例会に出すべきであると考えます。

遠藤委員 以前の会議だったと思うんですが、市長の発言の中で、予算の裏づけのない条例提案はするものではないという発言があったと思います。これについての整合性について市長の答弁を求めます。

佐藤市長 附則のほうで予算を取っておりますので、整合性が図られていないとは思っておりません。本則のほうで考えれば、当然予算がそうになっておりませんので整合性が図られていないということではありますが、附則も含めての改正案でありますので、整合性は図られているということでもあります。

渡辺委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし)なければ、これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし)異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから、議案第18号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。(「異議あり」と呼ぶ者あり)異議がありますので、挙手によって採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。(賛成者挙手)挙手少数であります。よって、議案第18号 魚沼市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正については、否決すべきものと決定されました。

それでは、しばらくの間、休憩します。

休 憩 (11:01)

再 開 (11:10)

渡辺委員長 休憩を解き、会議を再開します。

(6) 議案第19号 魚沼市手数料徴収条例の一部改正について

渡辺委員長 日程第6、議案第19号 魚沼市手数料徴収条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

佐藤市長 ございません。

渡辺委員長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。(なし)質疑なしと認めま

す。これで、質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから、議案第 19 号について採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 19 号 魚沼市手数料徴収条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(7) 議案第 20 号 魚沼市火災予防条例の一部改正について

渡辺委員長 日程第 7、議案第 20 号 魚沼市火災予防条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありますか。

佐藤市長 ございませぬ。

渡辺委員長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。(なし) 質疑なしと認めます。これで、質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから、議案第 20 号について採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 20 号 魚沼市火災予防条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(8) 議案第 21 号 魚沼市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

渡辺委員長 日程第 8、議案第 21 号 魚沼市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありますか。

佐藤市長 ありません。

渡辺委員長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

遠藤委員 災害時の出動手当の増額ということで、これまでのいろいろな話があった中で、ようやくこの線を出していただきました。消防団員といたしても、恐らく活動されている方は安堵しているのではないかと考えておりますが、本会議でも若干話が出ておりました、今、魚沼市消防団ということでは、予防消防ということで啓発活動、イベント等に参加しながらいろんな活動をされております。そういった方についても若干の上げるようなお話が出ていたのかいなかったのか、その辺についてお聞きします。

佐藤市長 非常勤の特別職の費用弁償につきましては、議会も含めて全体的に今、2,000 円というのが費用弁償の額になっておりますので、この額が適正かどうかということはこれから検討させていただきたいと思っておりますし、災害については、現状とは違うということですので、そこを含めて今回改正をさせていただいたということです。その他の特別職の費用弁償については、今後検討していきたいと思っております。

遠藤委員 非常勤の予防活動等についても検討していただけるという市長の答弁でありますので、真剣で予防活動、啓発活動に取り組んでおります、その辺をぜひご検討いただけたらと思っております。あわせて、行政のほうで取り組んでおります行政ポイントと

いうことではありますが、消防団の消防活動等についての行政ポイント等についてはどのような検討がなされていますか。

森山総務課長　今現在、各課横断的にその内容について検討しているところでございます。今ほどのような質問の部分については、ここではお答えできませんが、そういうご意見があったことは担当の部署に伝えてさせていただきたいと思っております。

大屋委員　この金額ですが、自治体によってばらばらということは、国がこういった費用弁償の金額をある程度提示していないような気がするんですが、そこはどうでしょうか。

佐藤市長　議員の日額費用弁償についても同じでありますけれども、各自治体の予算の中で組み立てていくというものがありますので、総務省などが基準を定めているということではありませんので、それぞれの自治体がそれぞれの地域の実情をくんで、独自の設定をしているというのが現状だと思います。

渡辺委員長　ほかに質疑ありませんか。(なし)なければ、これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし)異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから、議案第 21 号について採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし)異議なしと認めます。よって、議案第 21 号 魚沼市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(9) 議案第 22 号 魚沼市子育ての駅条例の制定について

渡辺委員長　日程第 9、議案第 22 号 魚沼市子育ての駅条例の制定についてを議題とします。執行部から補足説明はありますか。

佐藤市長　ございません。

渡辺委員長　これから、質疑を行います。質疑はありますか。

大屋委員　予算書にもあるんですが、利用料金というのは、これから 30 年度に入ってから決めて、条例等の改正をするのかどうか。

富永企画政策課長　現在、無料ということで考えております。

大屋委員　指定管理者の指定に関する条例もあったと思うんですが、指定管理者の監督権者は市長でよろしいでしょうか。

富永企画政策課長　お見込みのとおりです。

大屋委員　非常勤職員の給料が 900 何十万、載せてあったんですが、何人くらい非常勤職員を雇う予定ですか。

富永企画政策課長　5 人を予定して積算しておりました。

渡辺委員長　ほかに質疑はありますか。(なし)なければ、これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし)異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから、議案第 22 号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし)異議なしと認めます。よって、議案第 22 号 魚沼市子育ての駅条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(10) 議案第 37 号 市有財産の貸付けについて（銀山平蛇子沢小屋）

渡辺委員長 日程第 10、議案第 37 号 市有財産の貸付けについて（銀山平蛇子沢小屋）を議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

佐藤市長 ありません。

渡辺委員長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

遠藤委員 契約される方が今後、利用していくということでありまして、市が引き受け、改装した後、利用されている方もあったと思いますが、その方への周知等はどのようにされたかお聞きします。

富永企画政策課長 改修をしてから利用されたという実績はございません。

渡辺委員長 ほかに質疑はありませんか。（なし）なければ、これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから、議案第 37 号について採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第 37 号 市有財産の貸付けについて（銀山平蛇子沢小屋）は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(11) 議案第 38 号 し尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事務の委託について

渡辺委員長 日程第 11、議案第 38 号 し尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事務の委託についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

佐藤市長 ありません。

渡辺委員長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで、質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから、議案第 38 号について採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第 38 号 し尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事務の委託については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(12) 所管事務等の調査について

・二市一町新ごみ処理施設建設予定地について

渡辺委員長 日程第 12、所管事務調査についてを議題とします。二市一町新ごみ処理施設建設予定地についてを議題といたします。先般の全員協議会で説明を受けておりますので、本日は所管事務調査として質疑を行います。まず執行部から補足の説明はありませんか。

佐藤市長 ありません。

渡辺委員長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。（なし）委員長職を副委員

長と交代します。

佐藤副委員長　引き続き質疑を行います。

渡辺委員　この中で、今後のスケジュールが11ページにあります。このたび土地のほうは決定したということになるかと思えますけれども、今後のスケジュールのことなんですけれども、いろいろな方式等があるかと思うんですが、先般の南魚沼市の委員会に傍聴に行かせていただいた中で、DBO方式でというお話が出てきて、それがほとんど決定かのように私は感じたんですけれども、そのあたりどのように考えていらっしゃるか教えていただきたいと思えます。

小峯環境課長　DBO、公設民営方式ということですが、そちらについては、実際、今も作業部会のほうで検討はしています。まだ、決定ということではなく、決定になると施設の委員会のほうにあげて了承を得るという格好で、まだ作業部会での検討にとどまっております。実際、公設公営になるのか、公設民営になるのかというようなところについては、まだ決定しておりません。

佐藤副委員長　しばらくの間、休憩します。

休　　憩（11：24）

（休憩中に懇談的に意見交換）

再　　開（11：30）

佐藤副委員長　休憩を解き、会議を再開します。委員長を交代します。

渡辺委員長　ほかに質疑はありませんか。（なし）なければ、質疑を終結します。本件につきましては、引き続き調査していくこととし、以上といたします。

（13）閉会中の所管事務等の調査について

渡辺委員長　日程第13、閉会中の所管事務等の調査についてを議題とします。お諮りします。本委員会が、閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長宛て申し出たいと思いますが異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務等の調査については、議長宛て申し出を行うことに決定いたしました。

（14）その他

・平成30年度地方税制改正(案)について

渡辺委員長　日程第14、その他を議題といたします。資料が配付されておりますので、順次、執行部に説明を求めます。まず、平成30年度地方税制改正(案)について、山内税務課長より説明を求めます。

山内税務課長　（資料「平成30年度地方税制改正(案)」により説明）

渡辺委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) なければ、質疑を終結します。本件につきましては、引き続き調査していくこととし、以上させていただきます。

・ご当地ナンバー（魚沼圏域）について

渡辺委員長　次に、ご当地ナンバー（魚沼圏域）について、富永企画政策課長より説明を求めます。

富永企画政策課長　（資料「魚沼市圏域版新ナンバープレート導入に向けた取組の経過報告」により説明）

渡辺委員長　この件につきましては、明日、実行委員会が開催されるということですし、実行委員会の結果を待ちまして、また報告するということですので、質疑については省略させていただきます、次回に持ち越させていただきますと思います。

・公共交通について

渡辺委員長　続きまして、公共交通について、富永企画政策課長より説明を求めます。

富永企画政策課長　公共交通ということで、日程第1に似たようなものですが、魚沼市内を走る路線バスのうち、小出から大白川までバスが走っておりますが、そのうち穴沢から大白川間のバスについて、4月1日から廃止をしたいと運行会社である南越後観光バスから申し出がありました。これにつきまして、2月に大白川及び穴沢で説明会を行ったところ、反対というご意見だけでございました。乗車数の調査をしましたところ、ほとんどお客様は乗っていらっしゃらない。乗らない方が出てきて、廃止は困るという話を承ったところなんですけれども、4月から全部なくなるということも確かに当該市民の方におかれましては厳しい話だということがございますので、今のところ、運行業者に運行を延長してくださいという話をしまして、了解をいただいておりますので、半年くらい延長したいということがございます。その間、北部振興事務所から中心になっていただきまして、コミュニティ協議会からコミュニティバスを穴沢－大白川で運行できるかどうか検討してもらって、その実現に向けて相談をしていただくよう進めておりますことをご報告いたします。その後の経過につきましては、また委員会で報告させていただきますので、よろしく願いいたします。

渡辺委員長　ただいま執行部から報告がありました。この件に関しまして質疑はありませんか。(なし) なければ、質疑を終結します。本件につきましても、引き続き調査していくこととし、以上といたします。

このほか、執行部から報告事項等ありませんか。(なし) 委員の皆さんからご意見、協議事項等はありませんか。(なし) 本日の会議録の作成については、委員長に一任願います。本日の総務委員会は、これで閉会します。

閉　　会（11：55）